

平成30年度加古川市上下水道局建設工事郵便応募型条件付き一般競争入札の実施にあたり、特に次の点に留意のうえ入札参加申込みしてください。

○ 変動型最低制限価格制度の適用について（平成30年6月1日改正）

加古川市上下水道局建設工事の入札における最低制限価格制度事務取扱要綱に定める最低制限価格制度を適用します。

※ 入札における落札決定は、次の手順により行います。

- ①入札参加者の提示した最低の入札価格が、予定価格を超過、または予定価格の75%未満の場合は無効とします。
- ②〔1次判定〕入札参加者の提示した最低の入札価格が、低入札基準価格（開札後に公表）以上か否かを判定します。
- ③最低の入札価格が低入札基準価格以上の場合は、落札となります。
- ④最低の入札価格が低入札基準価格を下回る場合は、2次判定に移行します。
- ⑤〔2次判定〕有効な全入札参加者の入札価格から、入札価格の下位5分の1及び上位5分の1の者の入札価格を除いた入札価格の平均値に95%を乗じて算出した値を最低制限価格とし（算出した最低制限価格が予定価格の75%を下回る場合は、有効な全入札参加者の入札価格から、入札価格の下位5分の1及び上位5分の1の者の入札価格を除いた入札価格の平均値を最低制限価格とする。）、最低の入札価格が当該最低制限価格以上か否かを判定します。
なお、下位5分の1及び上位5分の1の者の算出にあたり、1未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。また、有効な入札参加者が5者未満の場合は、最低制限価格を適用しません。
- ⑥最低の入札価格が当該最低制限価格以上の場合は、落札となります。
- ⑦最低の入札価格が当該最低制限価格を下回る場合は、失格となります。
- ⑧最低の入札価格を提示した者が失格となった場合は、次に低い入札価格を提示した者に対して、改めて1次判定から行い、落札となる者が生じるまで繰り返し適用します。

○ 上下水道局経営管理課又は市管財契約課の発注工事の手持工事の制限数について

上下水道局経営管理課又は市管財契約課の発注工事の手持工事数が合わせて5件以上ある者は入札に参加できません。

なお、手持工事がある場合には、5件から当該手持工事数を差し引いた件数だけ入札参加申込みできます。ただし、随意契約による工事及び予定価格1億5千万円以上の工事については、入札時並びに落札後も手持工事数の制限の対象としません。

○ 配置技術者の専任性の緩和について

上下水道局経営管理課が発注する工事に配置する技術者について、**公告文において配置する技術者の専任を応募資格要件としない工事については、1人の技術者を配置予定技術者として2件まで入札参加申込みすることができます。（他の自治体等の工事との兼務は認めません。）**また、既に別の工事に配置されている技術者については、その工事が専任を要しない場合にのみ、技術者の専任を応募資格要件としない工事の配置予定技術者として入札参加申込みすることができますが、入札参加申込みできる件数は、既に配置されている工事と合わせて2件までとなります。

なお、工事への専任を要件とする工事の技術者となっている者又は工事への専任を要件とする工事への配置予定技術者として入札参加した者を、配置予定技術者として別の工事へ入札参加申込みした場合は、当該技術者を配置予定技術者として入札参加した全ての入札が無効となります。

○ 上下水道局経営管理課又は市管財契約課の発注工事の配置技術者の取扱いについて

上下水道局経営管理課又は市管財契約課の発注工事において、**どちらも技術者の専任を応募資格要件としない場合は、合わせて2件まで重複して入札参加申込することができます。**

なお、上下水道局経営管理課又は市管財契約課の発注工事のどちらか一方又は両方が、技術者の専任を応募資格要件として発注した工事である場合、配置する技術者の重複は認めませんので、入札参加申込時など十分注意してください。専任を応募資格要件とする工事において、技術者の重複があった場合は、当該技術者を配置予定技術者として入札参加した全ての入札が無効となります。

○ 営業所における専任の技術者の取扱いについて

営業所における専任の技術者は、建設業法等の規定により営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められています。したがって、上下水道局経営管理課又は市管財契約課が発注する技術者の専任を要件とする工事については、営業所における専任の技術者を配置予定技術者として入札参加することができません。

なお、技術者の専任を要件としない工事で、かつ、工事現場が加古川市内の工事については、1件のみ配置予定技術者として入札参加申込みできることとします。

○ 設計図書について

設計図書は、公告文と併せて加古川市ホームページに掲載しています。ついては、加古川市ホームページから印刷もしくはダウンロードして入手ください。なお、設計図書のファイルを開くには、別途通知したパスワードが必要となります。

○ 新たに加古川市上下水道局入札参加資格者として登録した者の取扱いについて

新たに加古川市上下水道局入札参加資格者として登録した者は、登録後2年間は競争入札に参加できませんので、事前に確認のうえ入札参加申込みしてください。

○ 入札参加申込み全般にあたっての留意事項について

次の①から⑤までを熟知のうえ、無効となる入札参加申込み又は入札とならないよう、応募に必要な手続き及び注意事項を遵守してください。

- ①加古川市上下水道局建設工事入札実施要領
- ②加古川市上下水道局郵便応募型条件付き一般競争入札の応募案内
- ③郵便応募型条件付き一般競争入札についてのQ&A
- ④現場代理人及び主任技術者の兼務について
- ⑤建設業法その他関連法令

○ 加古川市上下水道局入札参加申込専用封筒について

平成27年4月1日より、加古川市水道局と加古川市下水道部が組織統合し、加古川市上下水道局となっています。つきましては、加古川市上下水道局経営管理課が発注する工事の入札に使用する入札参加申込専用封筒の様式を変更していますので、ご注意ください。新様式の入札参加申込専用封筒は、管財契約課又は上下水道局経営管理課窓口にて無料で配布していますので、必ず新様式を使用して入札参加申込みしてください。

○加古川市入札参加申込専用封筒（緑色）：加古川市管財契約課発注工事

○加古川市上下水道局入札参加申込専用封筒（水色）：加古川市上下水道局経営管理課発注工事

※なお、封筒の誤りがあった場合は、参加申込みの無効となります。

○ 入札参加申込みに使用する様式について

加古川市上下水道局経営管理課発注の工事に使用する様式（入札書等の宛名）と、加古川市管財契約課発注の工事に使用する様式（入札書等の宛名）が異なりますので、十分に注意したうえで入札参加申込みしてください。

○加古川市上下水道局経営管理課発注：加古川市上下水道事業管理者宛

○加古川市管財契約課発注：加古川市長宛

※なお、様式の誤りがあった場合は、入札の無効となります。

○ 変更契約に伴う技術者等の変更について

当初、現場代理人又は主任技術者の兼務を認めた工事で、変更契約により請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上となった場合、現場代理人については引き続き兼務を認めますが、主任技術者については建設業法の規定により「専任義務」が発生しますので注意してください。

なお、これに伴う主任技術者の変更は可能ですので、新たに資格を有する技術者を適正に配置してください。

平成30年12月17日公告

契約番号／工事番号	4301600060／配路第3011号
工 事 名	加古川町大野地内配水管布設替跡舗装復旧工事
工事場所	加古川市加古川町大野地内
建設工事の種類	舗装工事
工事概要	・施工延長 L=248m、舗装工 A=1, 212㎡、区画線工 L=198m、仮設工 一式
工事担当課	上下水道局配水課
工 期	契約締結日の翌日から平成31年3月29日まで
予定価格	公表しない（契約締結後公表する）
最低制限価格制度	適用あり 適用方法は次のとおりとする。 （有効な入札参加者のうち最低の価格を提示した者が低入札基準価格を下回る場合は、当該有効な全入札参加者の入札価格から、入札価格の下位5分の1及び上位5分の1の者の入札価格を除いた入札価格の平均値に95%を乗じて算出した値を最低制限価格とする。ただし、算出した最低制限価格が予定価格の75%を下回る場合は、当該有効な全入札参加者の入札価格から、入札価格の下位5分の1及び上位5分の1の者の入札価格を除いた入札価格の平均値を最低制限価格とする。なお、有効な入札参加者が5者未満の場合は、最低制限価格制度を適用しない。）
支払条件	契約金額が500万円以上の場合 前金払 有、部分払 1回
瑕疵担保期間	2年（故意又は重大な過失による場合は 10年）
現場代理人	上下水道局経営管理課又は管財契約課が発注する他の工事との兼務可。
入札方法	加古川郵便局留の一般書留または簡易書留郵便による郵送に限る。 （加古川市上下水道局入札参加申込専用封筒を使用すること）
入札書等の郵送開始日	平成30年12月28日（金）
入札書等の到着期限	平成31年1月10日（木）（加古川郵便局に必着のこと）
入札参加申込書類	(1) 加古川市上下水道局入札参加申込専用封筒（次の(2)(3)を封入のこと） (2) 入札書（上下水道局）（任意の封筒に入れ封かんのこと） (3) 積算内訳書
入札（開札）日時	平成31年1月16日（水） 午後3時20分（予定）開札状況により前後する場合がある。
入札（開札）場所	加古川市役所 消防庁舎4階 入札室
入札保証金	免除
契約保証金	契約金額が500万円を超える場合、契約金額の10分の1相当額
現場説明会	なし
質問方法	設計図書等に対する質問書により加古川市役所管財契約課へファックスすること。 FAX番号 079-427-2510
質問期限	平成30年12月25日（火）午後5時
質問の回答日・方法	平成30年12月28日（金） 加古川市ホームページ及び管財契約課で公表する。
応募形態	単体企業体
応募資格要件 （全項目に該当すること）	(1) 平成30～32年度加古川市上下水道局入札参加資格者名簿（建設工事）に工事種目が、舗装工事 で登録されていること。 (2) 舗装工事 において、建設業の許可を有すること。 (3) 入札（開札）日において有効な経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の舗装工事 の総合評定値が 600点以上1,099点以下 であり、かつ、その他の審査項目（社会性等）のうち雇用保険加入の有無、健康保険加入の有無及び厚生年金保険加入の有無の項目が、「有」又は「除外」となっていること。 また、その経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写しが入札（開札）日の前日までに加古川市管財契約課へ提出されていること。 (4) 本店の所在地が加古川市内であること。

	(5) 現場代理人及び技術者を配置できること。(上下水道局経営管理課又は管財契約課が発注する他の工事との兼務は可とするが、その他が発注した建設工事との兼務は認めない。) 技術者は、建設業法上の 舗装工事業 の 主任技術者 の資格を有する者で、加古川市に当該主任技術者として入札日の前日までに登録されており、かつ、入札日以前に3箇月以上の雇用関係にある者であること。 また、技術者が上下水道局経営管理課又は管財契約課が発注する他の専任を要しない工事と兼務する場合は、入札書等の到着期限において、上下水道局経営管理課又は管財契約課が発注する建設工事の手持工事が1件であるとともに、入札書等の到着期限において、その他が発注した建設工事について、手持工事を有していないこと。 なお、加古川市上下水道局経営管理課及び加古川市管財契約課が発注した建設工事の手持工事の期間は、当該手持工事の落札日から完成検査後に加古川市上下水道局及び加古川市が通知する検査結果通知書の合否判定日までとし、その他が発注した建設工事の手持工事の期間は、当該手持工事の落札日から完成検査に合格した日までとする。
	(6) 入札書等の到着期限において、加古川市上下水道局経営管理課又は加古川市管財契約課が発注した建設工事（随意契約によるもの及び設計金額1億5千万円以上のものを除く。）について、手持工事の件数が4件以内であること。
	(7) 加古川市上下水道局指名停止基準に基づく指名停止を公告日、入札（開札）日のいずれにおいても受けていないこと。
	(8) 地方自治法施行令第167条の4に規定する資格制限に該当しないこと。
	(9) 次の①及び②に該当しないこと。 ①手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は、当該工事の入札前6か月以内に手形若しくは小切手の不渡りを出した者。 ②会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行っている者。 ただし、手続開始の決定後、国の一般競争入札参加資格の再認定を受けている場合は除く。
	(10) 施工実績は求めないが、本工事を適正に施工する能力があること。
入札参加申込数の制限	本工事と同日に公告された他の工事を含め、入札書等の到着期限において、加古川市上下水道局経営管理課又は加古川市管財契約課が発注した建設工事について手持工事（随意契約によるもの及び設計金額1億5千万円以上のものを除く。）の件数を含めて5件まで入札参加申込みができる。なお、手持工事の期間は、当該手持工事の落札日から完成検査後に加古川市上下水道局又は加古川市が通知する検査結果通知書の合否判定日までとする。
注意事項	(1) 加古川市上下水道局建設工事入札実施要領、加古川市上下水道局郵便応募型条件付き一般競争入札の応募案内、郵便応募型条件付き一般競争入札についてのQ & A及び現場代理人及び主任技術者の兼務についてを熟知のうえ、無効となる入札参加申込み又は入札とならないよう、応募に必要な手続き及び注意事項を遵守すること。 特に入札参加申込専用封筒及び入札書については、加古川市上下水道局の指定様式を使用すること。入札参加申込専用封筒の様式誤りは参加申込みの無効、入札書の様式誤りは入札の無効となりますので、ご注意ください。 (2) 入札参加有資格者が入札（開札）日までに入札条件を満たさなくなったときは、入札に参加できない。 (3) 応募資格要件のほか、建設業法の規定により下請契約の請負代金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）以上となる場合は、特定建設業の許可が必要となるとともに、所定の資格を有する監理技術者を配置しなければなりません。 (4) 営業所における専任の技術者の取扱いについては、本市の技術者の取扱いを熟知するとともに、建設業法の規定に違反することのないよう十分注意すること。 (5) 入札（開札）に関して、事故が起きたとき、不正な行為があると認めたとき又は不正な行為があるおそれがあると認めたときは、入札を中止し又は延期する場合がある。 (6) 落札決定後契約締結までの間に、落札者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

	(7) 契約締結時において、加古川市契約からの暴力団排除に関する要綱に基づき、契約金額が200万円を超える場合は、自らが暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書を提出しなければならない。
--	---